

議案第94号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> | <p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士(<u>兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |

(三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしては</p> | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をし</p> |

ならない。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が指定する研修(都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する医療若しくは教育等に関する資格の有資格者(保育する乳幼児の特性や状況により市長が必要と認める場合に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(2) 省略

3 省略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

てはならない。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)～(2) 省略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が指定する研修(都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士(兵庫県~~の区域に係る~~法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する医療若しくは教育等に関する資格の有資格者(保育する乳幼児の特性や状況により市長が必要と認める場合に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(2) 省略

3 省略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。))その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつて

2～3 省略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

付 則(令和7年条例第1号)

1 省略

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

は、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2～3 省略

付 則(令和7年条例第1号)

1 省略

(経過措置)

2 当分の間、三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

(三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 三田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正前 | 改正後 |
|----------|----------|
| (虐待等の禁止) | (虐待等の禁止) |

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(三田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 三田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年三田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2～3 省略 | (虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。</u>)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2～3 省略 |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。